

伊那中央病院運営審議会規則

平成15年4月1日

規則第10号

改正 平成26年12月1日 規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊那中央病院事業の設置等に関する条例（平成11年伊那中央行政組合条例第3号）第8条の規定による審議会に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 審議会は、伊那中央病院運営審議会と称する。

(委員の選任及び委嘱)

第3条 審議会の委員は、組合長が選任し、委嘱する。

(定数)

第4条 審議会の委員の定数は次の各号に定めるところによる。

- (1) 公益を代表する委員3人
- (2) 医師会を代表する委員4人
- (3) 歯科医師会を代表する委員1人
- (4) 住民を代表する委員8人

(役員)

第5条 審議会は、委員の互選により、委員長1人及び副委員長2人を選出する。

2 委員長は、審議会を代表し、審議会を招集するとともに会議の議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 審議会は、毎年2月に開催する。ただし、必要により臨時審議会を開催することができる。

2 審議会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(諮問事項)

第7条 組合長は、伊那中央病院の運営及び増改築等について審議会に諮問するものとする。

2 審議会は、前項に掲げるもののほか必要な事項について、組合長に意見を具申することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成26年12月 1 日から施行する。